写

３０文科生第３８３号
平成３０年９月４日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社　殿
を所轄する構造改革特別区域法第12条
第１項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する各公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省生涯学習政策局長
常盤　豊
（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長
高橋　道和
（印影印刷）

生活保護基準の見直しに伴う教育扶助及び生業扶助の
学習支援費の取扱いの変更について（周知）

文部科学行政について、平素より格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護基準については、本年１０月１日から改定が予定されています。

このうち、教育扶助及び生業扶助として支給されている学習支援費については、これまで、家庭内学習費用（学習参考書や一般教養図書等の購入費用）や学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）のクラブ活動や課外の部活動に要する費用に充てるものとして、毎月一定額が生活保護世帯に支給されてきたところですが、今般、制度の見直しにより、学習支援費の対象をクラブ活動等（学校のクラブ活動や課外の部活動のほか、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動やボランティアの一環とし

て行われる活動も含む。以下同じ。）に要する費用に限定するとともに、これまでの月単位による定額支給から、実際にかかった費用に応じた実費支給（年度単位の上限額あり）に変更することとされました。（詳細は、別添１の概要を御参照ください。また、別添２の別紙１は、生活保護世帯に配布予定の制度見直しに関するリーフレットです。）

また、生活保護の実施機関における学習支援費の支給事務に当たっては、生活保護世帯の負担軽減を念頭に、クラブ活動等に必要な物品等を生活保護世帯が先に購入して領収書等の提出を受けた後に支給する事後給付の方法のみならず、学校等から提供されるパンフレットや案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法も可能にすることとされています。

このため、今後、学習支援費の支給事務に当たっては、生活保護の実施機関から学校等に対して、クラブ活動等への参加状況等の確認のために必要に応じて問い合わせをさせていただく場面が発生することが考えられます。つきましては、貴職におかれましては、このことについて所管又は所轄の学校、地域住民等による活動を主催する社会教育関係団体等、域内の市町村教育委員会に周知いただくとともに、貴職に直接問い合わせがあった場合には、必要な情報の提供を行う等、適切にご対応いただけますようお願いいたします。

なお、要保護児童生徒に対する就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）については、従前よりクラブ活動費（クラブ活動や課外の部活動に要する費用）を補助対象費目としているところですが、今回の生活保護の制度変更に伴い、支給方法や支給時期などの運用に変更はございませんので、その支給に当たっては、引き続き、同補助金の事務処理に関する通知等を踏まえ、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分御配慮願います。

本件に関連して、厚生労働省から、文部科学省に対して、別添３のとおり「生活保護基準の見直しに伴う教育扶助及び生業扶助の学習支援費の取扱いの変更について（協力依頼）」（社援発 0904 第２号平成 30 年９月４日付厚生労働省社会・援護局長通知）が発出されているほか、生活保護の実施機関に対して、別添４のとおり「学習支援費の支給事務における学校等の関係機関との連携について」（平成３０年９月４日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）が発出されていることを申し添えます。

【本件担当】
（全体について）
○生涯学習政策局
参事官（連携推進・地域政策担当）付企画係
０３－５２５３－４１１１（内線３２７６）

（児童生徒への就学援助について）
○初等中等教育局
財務課就学支援係
０３－５２５３－４１１１（内線４６７１）

平成30年10月実施の生活保護における学習支援費の運用について

別添１

○　生活保護における学習支援費については、これまでの学習参考書の購入（※1）やクラブ活動費用（※2）として毎月定額で金銭給付していたものを、平成30年10月からクラブ活動費用の実費支給による給付として見直すこととしている。

	見直し前（H30.9月以前）【金銭給付（月額）】	見直し後（H30.10月以降）【実費支給（年額）】
小学校	２,６３０円（年間の支給総額３１,５６０円）	１５,７００円以内
中学校	４,４５０円（年間の支給総額５３,４００円）	５８,７００円以内
高　校	５,１５０円（年間の支給総額６１,８００円）	８３,０００円以内

※1　学習参考書の購入費用については、H30.10月以降、児童養育加算において対応する。
※2　ここでいうクラブ活動とは、主に学校教育活動として実施される小学校におけるクラブ活動や、中学校・高校における部活動である。

クラブ活動の範囲

○　クラブ活動については、それぞれの地域や学校によって活動の差が見られることを踏まえ、学校で実施するクラブ活動だけに限定はせず、以下の要件①から③までのすべてを満たす活動についても支給対象として認める。

①地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であること
②当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動であること
③営利を目的として運営される活動ではないこと

対象費用の範囲

①クラブ活動にかかる道具類等の物品の購入費用、②部費、③クラブ活動に伴う交通費、④大会参加費用（参加費、交通費及び宿泊費を含む。）、⑤合宿費用（交通費及び宿泊費を含む。）　など

支給手続

事前給付（あらかじめクラブ活動に要する費用が確認できる場合）

○　クラブ活動に要する費用が確認できる資料（※）によって事前給付を行い、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、給付後の使途の確認（領収書・レシートの提出）は不要とすることを認める。
※　学校からのお知らせ（クラブ活動に必要な購入品目のリスト、チラシ）やカタログ・パンフレットの提示及び交通ルートの申し出 等

○　この支給に当たっては、クラブ活動への参加状況等の確認のため、必要に応じて、福祉事務所と学校・教育委員会等との連携が円滑に図られるよう、厚生労働省から文部科学省に対して協力依頼の通知を発出する。

事後給付（事前に必要額の把握が困難である場合）

○　領収書・レシートによる事後給付とすることも認めるが、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、被保護者からの申し出のみによって支給することを認める。

クラブ活動の加入の確認

○　また、クラブ活動の加入の確認に当たっては、書面を求めることは不要とし、被保護者からの申し出のみで支給を認める。

特別基準の設定

○　合宿及び大会等への参加にかかる交通費及び宿泊費が必要となる場合は、年間上限額に1.3倍を乗じて得た額の特別基準の設定を認める。

（小学校）年額上限額15,700円以内－1.3倍→20,400円以内　（中学校）年額上限額58,700円以内－1.3倍→76,300円以内
（高　校）年額上限額83,000円以内－1.3倍→107,900円以内

周知方法

○　生活保護受給世帯に対して学習支援費の見直し内容がわかりやすく説明できるよう、国において見直し概要のリーフレットの例とクラブ活動費用を申請するための申出様式の例を作成し、これらのリーフレットなどを参考に福祉事務所から生活保護受給世帯に対して制度周知の徹底を図る。

○　学習支援費の申請が漏れなく行われるよう配慮するため、福祉事務所に対して、日頃のケースワークにおいて生活保護受給世帯の子どものクラブ活動の取組状況を把握するよう努めるとともに、クラブ活動に必要な費用が生じる場合は、できる限り事前に相談するように被保護者に助言指導を行うよう、通知を発出し、併せて全国会議において周知徹底する。

学習支援費の実費支給事務のイメージ

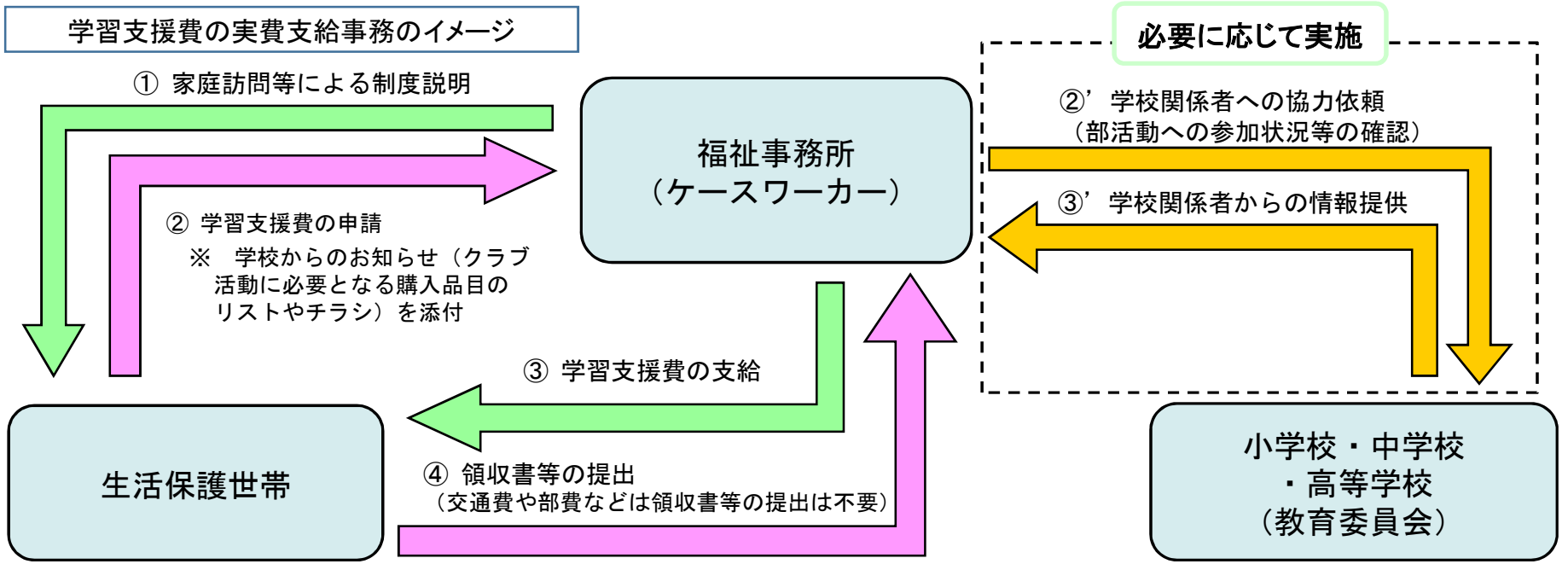

※　施行後、個別具体事例を収集しながら、具体的な活動事例や対象費用等について適宜Q＆Aを示していく予定。

別添２

事　　務　　連　　絡
平 成 ３ ０ 年 ９ 月 ４ 日

都道府県
各　指定都市　生活保護担当課　御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

学習支援費の支給事務における学校等の関係機関との連携について

生活保護行政の推進については、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

学習支援費については、今般の見直しにより、支給対象をクラブ活動等に要する費用にするとともに、月単位の定額支給から、実際に要する費用に応じた実費支給に変更することとし、その支給事務については、保護の実施要領及び生活保護問答集において、クラブ活動等に必要な物品等について、学校等から提供されるパンフレットや案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法を可能としています。

この事前給付の支給事務に当たっては、日頃のケースワークにおいて生活保護受給世帯のクラブ活動等の状況を把握するよう努めていただくとともに、生活保護受給世帯に対して、クラブ活動等に要する費用が生じる場合には、できる限り事前に相談するよう助言指導を行うなど特段のご配慮をお願いしているところですが、必要に応じて、保護の実施機関から学校等に対して、学校等で実施されるクラブ活動等への参加状況等を確認する場面が想定されるところであります。

このため、学習支援費の支給事務における保護の実施機関と学校等との連携が円滑に図られるよう、文部科学省に対して、今回の学習支援費の見直し内容や、生活保護の実施機関から問い合わせがある可能性について各学校や教育委員会等へ周知いただくよう協力依頼を行い（別添１）、それを受けて文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して、本件について所管又は所轄の学校等に対して周知するよう通知されております（別添２）ので、ご了知いただきますとともに、管内の実施機関に対して、この旨周知いただき、学習支援費の支給事務が滞りなく行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

併せて、学習支援費の支給対象は、学校で実施するクラブ活動や課外の部活動に限定されるものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動やボランティアの一環として行われる活動も含まれることから、地域の実情に応じて、社会教育関係団体を所管する部局等にも幅広に周知いただくようお願いいたします。

＜全世帯向け＞　　（別紙１　リーフレットの例）

生活保護を利用している皆さまへ

２０１８年１０月から、生活扶助の金額が変わります。

Q. 生活扶助費はなぜ変わるの？

生活保護費としてお渡ししているお金のうち、毎月の食費や光熱水費など日常生活に必要な費用に充てていただく生活扶助費の金額は、保護を利用していない低所得世帯の消費実態とバランスが取れているかどうか確認するために、５年に１度検証を行っています。

今回の検証の結果、都市部では生活扶助費の金額が平均的に下がることになり、反対に地方では平均的に上がることになります（生活扶助費の金額は、年齢、世帯の人数、地域により、世帯ごとに決めています。）。このように、今回の見直しでは、生活扶助費の金額が上がる世帯と下がる世帯があり、その影響は様々です。

Q. ５％減るって聞いたけど本当？

全世帯で金額が下がるものではありません。生活保護を利用している皆さまの生活への影響を考えて、生活扶助費の金額が下がる世帯では最大でもマイナス５％までの減額としています。

Q. 見直しは2018年10月に1回だけ行われるの？

見直しは１０月から3回に分けて段階的に行うことにしています。具体的には、２０１８年１０月、２０１９年の１０月、２０２０年の１０月の3回に分けて行います。

Q. 住宅扶助や冬季加算も変わるの？

今回の見直しは、生活扶助費と子どものいる世帯の扶助や加算（母子加算、児童養育加算、教育扶助、高等学校等就学費）のみです。その他の扶助や加算については変更はありません。

ご不明な点がありましたら、
福祉事務所までお問い合わせください。

○　○　福祉事務所

厚生労働省

＜子どものいる世帯向け＞

Q. 子どものいる世帯では何が変わるの？

子どものいる世帯では、例えば「児童養育加算」について、これまで中学生までを対象としていましたが、高校生までに拡大します。

また、学校に入学する時に必要となるランドセルや制服を購入するための「入学準備金」の額が増えます。在学中に着られなくなった制服などの買い替え費用などをお渡しできる場合もあります。

高校の受験料については、これまで1校分限りの給付でしたが、原則2校分までに増えます。

Q. 母子加算や児童養育加算が減るって聞いたけど本当？

「母子加算」は、子どもが2人以下の世帯については、今の金額から下がりますが、子どもが3人以上いる世帯については、今の金額から上がります。

また、「児童養育加算」は、0歳から2歳の子どもや、第3子以降の3歳から小学校卒業前の子どもがいる世帯については、今の金額から下がりますが、その他の子どもは、金額は変わりません。

Q. 子どものクラブ活動に使えるお金って何が変わるの？

子どものクラブ活動に使っていただくお金として「学習支援費」があります。

今は毎月決まったお金をお渡ししていますが、10月からは皆さまから申請があった費用に対して、基準額の範囲内でお金をお渡しします。

支給の対象となる費用は、運動部や文化部のクラブ活動にかかる物品（グローブ、テニスラケット、楽器、カメラなど）の購入費用や、部活動の参加費用、大会参加費用などです。

申請にあたっては、必要となる金額がわかる学校からの書類やチラシなどを持参して下さい。

（先に金額がわからない場合などは、購入後に領収書等で金額を確認し、お金をお渡しします）

※　なお、今年の春に大学等へ進学した方に対して、一時金を支給する制度が創設されたとともに、自宅から通学する場合に減額されていた住宅扶助費は2018年4月より減額しないこととしています。

※　学習支援費や大学等へ進学した方に関する詳細は、別添をご覧ください。

ご不明な点がありましたら、
福祉事務所までお問い合わせください。

○　○　福祉事務所

厚生労働省

（別添１）

クラブ活動費の支給方法が変わります

子どものクラブ活動に使っていただく「学習支援費」について、今は毎月決まったお金をお渡ししていますが、2018年10月からは皆さまから申請があった費用に対して、基準額の範囲内でお金をお渡しします。

基準額（年間上限額）：
- 小学生　１学年あたり　年額15,700円以内
- 中学生　１学年あたり　年額58,700円以内
- 高校生　１学年あたり　年額83,000円以内

申請手続　：　申請にあたっては、必要となる金額がわかる学校からの書類や、チラシなどを持参して下さい。（先に金額がわからない場合などは、購入後に領収書などで金額を確認し、お金をお渡しします。）

※　領収書は、交通費や部費などの取りにくいものであれば提出の必要はありません。

学校の教育活動として実施されるクラブ活動や部活動以外に必要な費用も対象となる場合があります。手続の詳細については、担当のケースワーカーにご確認ください。

※　アルバイト収入などがある場合は収入として認定せずに、その分クラブ活動の費用に使うことができます。アルバイト収入などがある場合にはケースワーカーにご相談ください。

＜支給対象となる費用＞

①運動部で使うもの

グローブ、バット、サッカーボール、テニスラケット、卓球ラケット、剣道着、竹刀、柔道着、水着、水泳用ゴーグル、競技用靴、ユニフォーム、練習着、スポーツバックなどの購入費用

②文化部で使うもの

楽器、カメラ、画材道具一式、書道用具一式、演劇に伴う衣装代、料理に伴う道具一式などの購入費用

③消耗品類

競技用アンダーウェア、競技用靴下、サポーター用具、楽器用マウスピース・リード、絵の具、スケッチブックなどの購入費用（ただし、スポーツドリンク等の食料品を除く。）

④その他

- 部費
- クラブ活動に伴う交通費
- 大会参加費用（参加費、交通費及び宿泊費を含む。）
- 合宿費用（交通費及び宿泊費を含む。）

（別添２）

進学準備給付金が始まりました！

生活保護世帯で、高校等を卒業して大学等に進学する方に対して一時金を支給します。

対象進学先　：　大学、短大、専修学校専門課程（いわゆる専門学校）、
職業能力開発大学校の専門課程、水産大学校、海上技術大学校
国立看護大学校、その他要件を満たす各種学校等

支給額　：　進学のために転居する際は　【３０万円】
現在の自宅から通学する際は【１０万円】

申請時期　：　合格後に入学手続きを開始した日以降、原則、生活保護世帯に属している間

詳細な支給の条件（対象となる方、進学先）は、担当のケースワーカーにご確認ください。

奨学金等を受けながら大学等に進学すると世帯分離という取り扱いになります。
進学した後は、進学した方の分の生活保護費は支給されませんが、
現在の自宅から通学する方の世帯については、2018 年４月より住宅扶助費を
減額しないこととしています。

あなたが大学等に進学するにあたっては一時金の支給以外にも
奨学金制度等の様々な支援策がありますので
進学後の生活について計画を立てられるように
高校等の卒業後の進路についてはできるだけ早い
時期からケースワーカーに相談しましょう。

厚 生 労 働 省

○○福祉事務所　担当：○○
連絡先：○○―○○―○○

（別紙2　申し出様式の例）

学習支援費の申し出について

＿＿＿＿＿＿＿＿福祉事務所長　殿　　年　　月　　日

申請者　世帯主名＿＿＿＿＿＿＿＿　世帯員名＿＿＿＿＿＿＿＿

所属クラブ活動名＿＿＿＿＿＿＿＿　所属学校名＿＿＿＿＿＿＿＿

学校区分　小学校　・　中学校　・　高等学校　※いずれかに〇印

この度、クラブ活動のために以下の費用が必要となるので、学習支援費の支給を申し出ます。

① 備品・消耗品類購入費用

購入品目	購入数	購入費用		費用を確認できる資料の有無
			円	有・無
			円	有・無
			円	有・無
			円	有・無
			円	有・無

② 部活動費　年額・月額＿＿＿＿円　月額＿＿か月分＿＿＿＿円

③ 交通費　※大会参加の場合を除く

用途	交通経路		交通機関	交通費
	＿＿＿＿	～＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿円
	＿＿＿＿	～＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿円

④ 大会参加費用

大会名	開催場所	開催日（滞在期間）			
		＿＿月	＿＿日	＿＿月	＿＿日
		＿＿月	＿＿日	＿＿月	＿＿日

参加費用	交通費	宿泊費
＿＿＿＿円	＿＿＿＿円	＿＿＿＿円
＿＿＿＿円	＿＿＿＿円	＿＿＿＿円

⑤ 合宿費用

合宿先	合宿期間				合宿費用
	＿＿月	＿＿日 ～	＿＿月	＿＿日	＿＿＿＿円

※　学習支援費の事前支給の申し出にあたっては、学校からのお知らせ（クラブ活動に必要となる購入品目のリストやチラシ）や商品のカタログ・パンフレットなどのクラブ活動に必要な費用が分かる資料を添付して下さい（可能な範囲でお願いします）。

※　なお、交通費や部費などの領収書等が取りにくいものについては、領収証等の提出は不要です。

福祉事務所記入欄

支給額合計 （①～⑤の合計）	年間上限額残額（上限額－支給額合計）	
	申請前の 時点の残額	今回申請した 支給額合計差引残額
円	円	円

※特別基準額を設定した場合 年間上限額残額（上限額（1.3倍額）－支給額合計）	
申請前の 時点の残額	今回申請した 支給額合計差引残額
円	円

※　年度途中に一般基準から特別基準に切り替える場合、その時点の一般基準額の残額に一般基準と特別基準の差額（小学校は4,700円、中学校は17,600円、高等学校は24,900円）を加える。

別添３

社援発0904第２号
平成30年９月４日

文部科学省生涯学習政策局長　殿
初等中等教育局長　殿

厚生労働省社会・援護局長
（公印省略）

生活保護基準の見直しに伴う教育扶助及び生業扶助の
学習支援費の取扱いの変更について（協力依頼）

生活保護基準については、社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえて見直しを行い、本年１０月１日から改定することとしています。

このうち、教育扶助及び生業扶助として支給している学習支援費については、これまで、家庭内学習費用（学習参考書や一般教養図書等の購入費用）や学校の教育活動として実施されるクラブ活動や課外の部活動に要する費用に充てるものとして、毎月一定額を生活保護世帯に支給してきたところですが、今般、制度の見直しを行い、学習支援費の対象をクラブ活動等（学校のクラブ活動や課外の部活動のほか、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動やボランティアの一環として行われる活動も含む。以下同じ。）に要する費用に限定するとともに、これまでの月単位による定額支給から、実際にかかった費用に応じた実費支給（年度単位の上限額あり）に変更することといたしました。（詳細は、別添１の概要を御参照ください。また、別添２は、生活保護世帯に配布予定の制度見直しに関するリーフレットです。なお、これまで学習支援費の対象としていた家庭内学習費用については、生活扶助の児童養育加算において対応することになります。）

また、生活保護の実施機関における学習支援費の支給事務に当たっては、生活保護世帯の負担軽減を念頭に、クラブ活動等に必要な物品等を生活保護世帯が先に購入して領収書等の提出を受けた後に支給する事後給付の方法のみならず、学校等から提供されるパンフレットや案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法も可能にすることとしています。

このため、今後、学習支援費の支給事務に当たっては、生活保護の実施機関から学校等に対して、クラブ活動等への参加状況等の確認のために必要に応じて問い合わせをさせていただく場面が発生することが考えられます。

つきましては、今回の学習支援費の見直し内容や、生活保護の実施機関から問い合わせがある可能性について、小学校、中学校、高等学校等の各学校や教育委員会等に対して、貴省から周知をお願いいたしたく、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

【別添１及び別添２は省略】

事　　務　　連　　絡
平 成 ３ ０ 年 ９ 月 ４ 日

都道府県
各　指定都市　生活保護担当課　御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

学習支援費の支給事務における学校等の関係機関との連携について

生活保護行政の推進については、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

学習支援費については、今般の見直しにより、支給対象をクラブ活動等に要する費用にするとともに、月単位の定額支給から、実際に要する費用に応じた実費支給に変更することとし、その支給事務については、保護の実施要領及び生活保護問答集において、クラブ活動等に必要な物品等について、学校等から提供されるパンフレットや案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法を可能としています。

この事前給付の支給事務に当たっては、日頃のケースワークにおいて生活保護受給世帯のクラブ活動等の状況を把握するよう努めていただくとともに、生活保護受給世帯に対して、クラブ活動等に要する費用が生じる場合には、できる限り事前に相談するよう助言指導を行うなど特段のご配慮をお願いしているところですが、必要に応じて、保護の実施機関から学校等に対して、学校等で実施されるクラブ活動等への参加状況等を確認する場面が想定されるところであります。

このため、学習支援費の支給事務における保護の実施機関と学校等との連携が円滑に図られるよう、文部科学省に対して、今回の学習支援費の見直し内容や、生活保護の実施機関から問い合わせがある可能性について各学校や教育委員会等へ周知いただくよう協力依頼を行い（別添１）、それを受けて文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して、本件について所管又は所轄の学校等に対して周知するよう通知されております（別添２）ので、ご了知いただきますとともに、管内の実施機関に対して、この旨周知いただき、学習支援費の支給事務が滞りなく行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

併せて、学習支援費の支給対象は、学校で実施するクラブ活動や課外の部活動に限定されるものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動やボランティアの一環として行われる活動も含まれることから、地域の実情に応じて、社会教育関係団体を所管する部局等にも幅広に周知いただくようお願いいたします。

【別添１及び別添２は省略】